

性犯罪者処遇プログラム検討会（第3回）議事要旨

1 日時

令和2年3月10日（火）午後3時30分から午後6時まで

2 場所

法務省

3 出席者（構成員は五十音順・敬称略）

（座長）妹尾 栄一（茨城県立こころの医療センター副院長）

（副座長）嶋田 洋徳（早稲田大学人間科学学術院教授）

（構成員）小島 秀吾（国際医療福祉大学大学院准教授）

柑本 美和（東海大学法学部教授）

東本 愛香（千葉大学社会精神保健教育研究センター特任講師）

信田 さよ子（原宿カウンセリングセンター所長）

針間 克己（はりまメンタルクリニック院長）

（事務局）法務省矯正局

法務省保護局

4 要旨

(1) 開会の挨拶

(2) 事務局による説明等

前回の本検討会において構成員から質問のあった英国の性犯罪者処遇プログラムにおける本件犯罪の扱いについて、別添の資料等に基づき回答した後、刑事施設及び保護観察所における性犯罪者処遇プログラムに係る効果検証結果の概要について、別添の資料等に基づき、事務局から説明した。

(3) 性犯罪者処遇プログラムの見直しの方向性についての協議

第1回及び第2回検討会において整理された論点等に基づき、協議が行われた。

(4) 構成員からの主な発言の概要

ア 現行のプログラムの課題と更なる充実化の方向性について

- ・ 効果検証の解釈に当たっては、刑事施設及び保護観察所いずれも受講群に途中離脱者が含まれていることに留意する必要がある。
- ・ 迷惑行為防止条例違反等、犯罪行動が高頻度行動である対象者については、受刑に至る前の初発の段階における介入や、嗜癖的側面に着目した介入方法を検討する必要がある。
- ・ 一般に性犯罪者は自己評価が低いことや無力感を持っていることが知られており、リスク要因だけでなく、自分の持っている良い部分や保護的要因について対象者に気付かせるとともに、良い部分や保護的

要因を活用できるようにしていくことが重要である。

- アセスメントは再犯リスクの査定だけでなく、介入によって変容可能な要因や適切な介入方法を把握することを意識して行うことが必要であり、アセスメントする項目の検討や、実施者のアセスメント能力向上のための研修等について検討する必要がある。
 - 刑事施設におけるプログラムについて、高密度判定者の中でも問題が大きい者については、指導の頻度や回数を増やすことも含めて検討を要する。
 - 保護観察所におけるコアプログラム終了後の処遇については、リスクに対応した介入等効果的な指導を行うために、一定の構造化を検討する必要がある。
 - 保護観察所のプログラムについて、少年や知的に制約がある対象者等、プログラムの内容を標準的な回数で理解をすることが難しい者向けの教材の充実を検討する必要がある。
 - 累犯者で過去にプログラムの受講歴がある者に対応できるプログラムや指導方法などについて検討することが望ましい。
 - 特に小児に対する性加害をした者に対しては、対象者が持つ性的ファンタジーに着目した介入も検討すべきである。
- イ 刑事施設収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導について
- 刑事施設や保護観察所、社会内の医療機関や心理相談機関等が連携するに当たり、性犯罪者処遇プログラムの内容や知見を共有していくことが重要である。
 - 刑事施設や保護観察所で作成した再犯防止のための計画を対象者自身が保護観察官や保護司、民間の専門家に説明できるようになることが重要である。また、対象者の処遇を引き継ぐ者がそれを理解し、対象者の計画の実行を支持していけるようにするためにも、保護司も含め上記イの観点が重要である。
 - 満期釈放者や仮釈放期間が短い者等について、社会内でのフォローアップ期間を確保するための対策についても検討すべきである。
- ウ 指導担当者の研修（育成）体制について
- 刑事施設のように、臨床心理士等がプログラムの実施に関わる体制を保護観察所においても充実させるべきである。また、そのための研修を実施してほしい。
 - 性犯罪者処遇プログラムが再犯防止のために重要であるということを、一部の担当職員だけでなく、刑事施設全体、保護観察所全体に浸透させ、一丸となって取り組んでいくことが大切である。
 - 保護司に対しても性犯罪者処遇に係る研修を積極的に行うべきである。

(5) 閉会の挨拶